

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の17



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則 (※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第23号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則 (平成5年鹿児島県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第5条第7項前段及び同項の表部局長の項中「教育長」を「財務会計事務担当の教育次長」に改める。

第14条第1項の表教育長の項中「教育長」を「財務会計事務担当の教育次長」に、「財務会計事務担当の教育次長」を「総務福利課長」に改め、「総務福利課長」を削る。

別表第1の3の項事務の種類欄中「特例民法法人等」を「移行法人」に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号) による改正前の民法 (明治29年法律第89号) を「旧民法」, 」を削り, 「を「法」を「 (平成18年法律第50号) を「法」に改め, 「, 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則 (平成20年鹿児島県規則第95号) による廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和58年鹿児島県規則第70号) を「規則」を削り, 同項中第1号から第5号までを削り, 第6号を第1号とし, 第7号から第23号までを5号ずつ繰り上げ, 同表中31の項を32の項とし, 25の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ, 同表24の項第9号中「法35②, 」を削り, 「33②」を「33③」に改め, 同項第10号中「法36, 」を削り, 同項に次の2号を加え, 同項を同表25の項とする。

(11) 行政指導の中止等の求めの処理 (条例35③)					○					○		所長
(12) 処分等の求めの処理 (法36の3, 条例36③)					○					○		所長

別表第1の23の項の次に次の1項を加える。

24 特定個人情報保護評価の実施に関する事務 この項	(1) 基礎項目評価書等の作成 (法27①, 規則2 I II)					○						
	(2) 法第27条					○						

中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を「法」、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）を「規則」という。	第1項に規定する評価書の住民等からの意見の聴取（規則7①②） (3) 基礎項目評価書等の修正（規則14①③）										
					○						

別表第6人事課（行政管理室を含む。）の表1の項事務の種類欄中「地方自治法（ ）の次に「昭和22年法律第67号。」を加え、同表2の項第3号中「252の2②」を「252の2の2②」に改め、同表8の項第4号中「及び費用弁償」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 非常勤職員の通勤に要する費用に相当する額の算出方法の決定（報酬等条例5③）				○				
---	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第6人事課（行政管理室を含む。）の表13の項事務の種類欄中「民事訴訟法（明治23年法律第29号）」を「民事訴訟法（平成8年法律第109号）」に改め、「鹿児島県職員服務規程」の次に「（昭和35年鹿児島県訓令第25号）」を加え、同項第1号中「中」を「において」に、「272」を「191①」に改め、同項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 部長等の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の取消し（地公法26の6①④⑥、服務規程15の8）			○					
(14) 次長又は課長（それぞれの相当職を含む。）の職にある者の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及			○					

び配偶者同行休業の取消し（地公法26の6①④⑥，服務規程15の8）																				
(15) 課長補佐（相当職を含む。）の職以下の職にある者の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の取消し（地公法26の6①④⑥，服務規程15の8）					○															

別表第6学事法制課の表2の項第15号中「40の4」を「40の5」に改め、同項中第23号を第25号とし、第22号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 学校法人からの報告の徴収及び立入検査の実施（法63①，64⑤）					○															
--------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6学事法制課の表2の項第21号中「61①②③」を「61①②」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号の次に次の1号を加える。

(21) 学校法人に対する措置命令及びそれに係る意見の聴取等（法60①②③⑨⑩，64⑤）					○															
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6学事法制課の表4の項事務の種類欄中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（）」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（）」に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律を」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律を」に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「5」を「4」に改め、同項第3号中「9①，政令5②」を「8①」に、「11③」を「10③」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 就学支援金の支払の一時差止め（法9）					○															
(5) 就学支援金の受給資格がないと認められた旨の通知（省令11③）					○															

別表第6学事法制課の表4の項に次の1号を加える。

(7) 受給権者等に対する報告命令等（法18①）					○															
--------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6学事法制課の表中14の項を15の項とし、6の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の1項を加える。

6 いじめ防止対策推進法（平成25	(1) 重大事態が発生した旨の報告の受理（法30					○														
-------------------	--------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年法律第71号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	①, 31①, 32①)											
	(2) 重大事態に係る調査の結果についての再調査の実施(法30②, 31②, 32②)				○							
	(3) 県立学校に係る再調査の結果の議会への報告(法30③)				○							

別表第6市町村課の表1の項第18号中「251②④⑤」を「251②⑤⑥」に改め、同項第19号中「174の6」を「174の6②③」に改め、同項第20号中「(法251の2②)」を「等(法251の2②, 政令174の6④)」に改め、同項中第56号を第63号とし、第50号から第55号までを7号ずつ繰り下げ、同項第49号中「5」を「5①」に改め、同号を同項第56号とし、同項中第48号を第55号とし、第44号から第47号までを7号ずつ繰り下げ、同項第43号中「数県」を「数都道府県」に、「組合の解散」を「解散等の総務大臣への」に改め、同号を同項第50号とし、同項第42号中「数県」を「数都道府県」に、「組合の設立許可等の処分」を「設置等の許可及び設置の勧告」に改め、同号を同項第49号とし、同項第41号中「広域連合」を「都道府県の加入しない広域連合」に改め、「及びその旨の公表」を削り、同号を同項第48号とし、同項第40号中「広域連合」を「都道府県の加入しない広域連合」に、「 」を「 」に改め、同号を同項第47号とし、同項第39号中「広域連合の組織団体数」を「都道府県の加入しない広域連合の構成団体数」に改め、「及びその旨の公表」を削り、同号を同項第46号とし、同項第38号中「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事務組合」に改め、同号を同項第45号とし、同項第37号中「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事務組合」に、「組合の経費」を「経費」に、「 」を「 」に改め、同号を同項第44号とし、同項第36号中「一部事務組合の組織団体数」を「都道府県の加入しない一部事務組合の構成団体数」に改め、同号を同項第43号とし、同項第35号中「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事務組合」に、「設立」を「設置」に改め、同号を同項第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 市町村に対する一部事務組合又は広域連合の設置の勧告等(法285の2①②)				○								
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6市町村課の表1の項中第34号を第40号とし、第29号から第33号までを6号ずつ繰り下げ、同項第28号中「市町村等の事務の一部を他の市町村等へ委託することについて」を「市町村の事務の一部の他の市町村への委託又は他の市町村での代替執行」に、「〔252の2④〕」を「, 252の16の2③〔252の2の2④〕」に改め、同号を同項第34号とし、同項第27号中「市町村等への委託等」を「市町村への委託又は他の市町村での代替執行」に、「〔252の2②〕」を「, 252の16の2③〔252の2の2②〕」に改め、同号を同項第33号とし、同項第26号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「252の2②」を「252の2の2②」に改め、同号を同項第32号とし、同項第25号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「についての」を「の」に、「252の2④」を「252の2の2④」に改め、同号を同項第31号とし、同項第24号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「252の2②」を「252の2の2②」に、

「 」を「 」に改め、同号を同項第30号とし、同項第23号を同項第24号とし、同号の次に次の5号を加える。

(25) 市町村間の連携協約に係る紛争の処理方策の提示を行う自治紛争処理委員の任命等（法251の3の2①，政令174の8②）	財政課 人事課	○										財政課合議は、増額補正を伴う場合に限る。
(26) 市町村間の連携協約に係る紛争の処理方策の提示を求める申請の取下げについての同意等（法251の3の2②，政令174の8③）			○									
(27) 処理方策を定める経過についての自治紛争処理委員に対する報告の要求（政令174の8④）				○								
(28) 市町村間の連携協約の締結等の届出の処理（法252の2②④）					○							
(29) 市町村に対する市町村間の連携協約の締結の勧告（法252の2⑤）					○							

別表第6市町村課の表1の項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 調停の経過についての自治紛争処理委員に対する報告の要求（政令174の6⑤）					○							
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6市町村課の表中23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、同表20の項第1号中「8②」を「7②」に改め、同項を同表21の項とし、同表中19の項を20の項とし、11の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 連携中枢都市圏に関する事務	(1) 連携中枢都市宣言書の写しの処理					○						
	(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等及び連携中枢都市圏ビジョンの写しの					○						

	処理												
	(3) 関係市町村に対する助言及び支援					○							

別表第6 税務課の表1の項事務の種類の欄中「条例」の次に「, 鹿児島県税条例施行規則(昭和38年鹿児島県規則第32号)を「規則」を加え, 同項中第20号を第21号とし, 第19号を第20号とし, 第18号を第19号とし, 第17号の次に次の1号を加える。

(18) 控除対象寄附金の指定等(規則14, 14の2④, 14の3, 14の4②③)					○								
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 総務事務センターの表1の項事務の種類の欄中「諸手当」を「諸手当等」に改め, 同項に次の2号を加える。

(12) 非常勤職員の通勤に要する費用に相当する額として算出した費用弁償の額の決定及び改定(軽易なものを除く。)	人事課					○							人事課合議は, 別に定める場合に限る。
(13) 非常勤職員の通勤に要する費用に相当する額として算出した費用弁償の額の決定及び改定(軽易なものに限る。)									○				

別表第6 生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)の表5の項第3号を次のように改める。

(3) 共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認(法50の4ただし書)						○							
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)の表5の項中第18号を第19号とし, 第4号から第17号までを1号ずつ繰り下げ, 第3号の次に次の1号を加える。

(4) 資産運用の方法等の承認(法50の14ただし書)						○							
-----------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)の表6の項を次のように改める。

6 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の施行に関する事務 この項中不当景品類及び	(1) 事業者に対する資料の提出の要求及びその結果の消費者庁長官への報告(法4②, 政令10①②)					○							
	(2) 違反行為をした事業者等に対する措置命令					○							

不当表示防止法を「法」、不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令(平成21年政令第218号)を「政令」という。	及びその結果の消費者庁長官への報告(法6, 政令10①②)																		
	(3) 事業者からの報告の徴収及び立入検査等の実施並びにその結果の消費者庁長官への報告(法9①, 政令10①②)					○								○	地域振興局長 支庁長				地域振興局長及び支庁長は、報告の徴収及び立入検査等の実施に限る。
	(4) 消費者、事業者等に対する法の周知啓発						○												

別表第6 青少年男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)の表13の項第1号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「3」を「3①③⑨」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る市町村長との協議(法3⑥)						○													
(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない場合の通知(法3⑧)						○													

別表第6 青少年男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)の表13の項第5号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「10①②」を「7①②」に改め、同項第6号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「10③」を「7③」に改め、同項第7号を削り、同項第8号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「8①」を「11①」に改め、同号を同項第21号とし、同項第6号の次に次の14号を加える。

(7) 幼保連携型認定こども園の設置等の届出の処理(法16)						○													
(8) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可(法17①)						○													
(9) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る子ども・子育て支援会議の意見						○													

の聴取（法17③）													
(10) 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る市町村長との協議（法17⑤）					○								
(11) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をしない場合の通知（法17⑦）				○									
(12) 幼保連携型認定こども園の設置者又は園長に対する報告の徴収等（法19①）					○								
(13) 幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告及び改善命令（法20）				○									
(14) 幼保連携型認定こども園の設置者に対する事業停止命令（法21①）				○									
(15) 幼保連携型認定こども園の設置者に対する事業停止命令に係る子ども・子育て支援会議の意見の聴取（法21②）					○								
(16) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取消し（法22①）				○									
(17) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取消しに係る子ども・子育て支援会議の意見の聴取（法22②）					○								
(18) 認定こども園の教育・保育等に関する情報の提供（法28）					○								
(19) 認定こども園の変更の届出の処理（法29）					○								
(20) 認定こども園の設置者に対する報告の徴収等（法30）					○								

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表15の項第 7 号中「40の 4」を「40の 5」に改め、同項中第18号を第20号とし、第13号から第17号までを 2 号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 学校法人からの報告の徴収及び立入検				○									
------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

査の実施 (法63①)																			
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表15の項第11号中「61①②③」を「61①②」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 学校法人に対する措置命令及びそれに係る意見の聴取等 (法60①②③⑨⑩)				○															
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表17の項事務の種類「という。」の次に「の施行」を加え、同項第2号中「市町村子ども・子育て支援事業支援計画」を「市町村子ども・子育て支援事業計画」に改め、同号を同項第18号とし、同項第1号中「62」を「62①」に改め、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときの内閣総理大臣への提出 (法62⑥)				○															
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表17の項に第1号から第15号までとして次の15号を加える。

(1) 小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもの保護者等に対する報告又は文書その他の物件の提出等の命令等 (法15①)				○															
(2) 教育・保育を行った者等に対する報告又は帳簿書類等の提出等の命令等 (法15②)				○															
(3) 特定教育・保育施設の利用定員に係る市町村長からの協議についての決定 (法31③, 32③)				○															
(4) 市町村長相互間の連絡調整又は特定教育・保育施設の設置者等に対する援助 (法37②, 49②)				○															
(5) 特定教育・保育提供者からの業務管理体制の整備に関する届出の処理 (法55②③④)				○															
(6) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する報告又は帳簿書類等の提出等の命令及び立入検査等の実施等 (法				○															

56①④)																			
(7) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する基準遵守の勧告及び公表並びに勧告に係る措置命令及び公示等(法57)					○														
(8) 特定教育・保育提供者からの教育・保育情報の報告の処理(法58①)					○														
(9) 教育・保育情報の公表(法58②)					○														
(10) 特定教育・保育提供者に対する教育・保育情報の調査の実施(法58③)					○														
(11) 特定教育・保育提供者に対する報告若しくは報告内容の是正又はその調査を受けることの命令(法58④)				○															
(12) 特定教育・保育提供者に対する報告若しくは報告内容の是正又はその調査を受けることの命令の市町村長への通知(法58⑤)					○														
(13) 教育・保育提供者に対する確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止が適当である旨の市町村長への通知(法58⑥)				○															
(14) 教育・保育の質及び担当職員情報(教育・保育情報を除く。)の公表(法58⑦)					○														
(15) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に係る協議についての決定等(法61⑨⑩)					○														

別表第6 情報政策課の表中 2 の項を 4 の項とし、 1 の項の次に次の 2 項を加える。

2	鹿児島	手続等に係					○												
---	-----	-------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務	る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表（条例7）																		
3 特定個人情報保護評価の実施に関する事務 この項中特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）を「規則」という。	(1) 特定個人情報保護評価の計画等の記載等をした書面等の作成（規則3）					○													
	(2) 基礎項目評価書等の特定個人情報保護委員会への提出及び公表（規則5①②, 6①②③, 7⑤⑥, 14①②）					○													
	(3) 県情報公開・個人情報保護審査会の意見聴取（規則7④）					○													

別表第6 地域政策課の表10の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同項第7号中「並びに活動物品の支給」を削り、同号を同項第5号とする。

別表第6 交通政策課の表中3の項を4の項とし、2の項の次に次の1項を加える。

3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法	(1) 県公安委員会が自動車運転代行業の認定又は認定を拒否する処分をすること					○													
--------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

律第57号)の施行に関する事務	についての協議及び同意(法5④, 政令7①)												
この項中自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律を「法」、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)を「政令」という。	(2) 県公安委員会が自動車運転代行業の認定を取り消すことについての協議及び同意(法7②, 政令7①)					○							
	(3) 自動車運転代行業者の自動車運転代行業約款の届出の処理(法13③, 政令7①)					○							
	(4) 自動車運転代行業を営む者からの報告の徴収及び立入検査等の実施(法21②, 政令7①)					○							
	(5) 自動車運転代行業者に対する措置の指示及び県公安委員会に対する通知(法22②, 政令7①)					○							
	(6) 県公安委員会に対する自動車運転代行業の停止命令の要請(法23②, 政令7①)					○							
	(7) 県公安委員会が自動車運転代行					○							

	業の停止命令をすることについての協議及び同意 (法23③, 政令7①)									
	(8) 県公安委員会が自動車運転代行業の廃止命令をすることについての協議及び同意 (法24②, 政令7①)				○					

別表第6 廃棄物・リサイクル対策課の表9の項事務の種類欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成13年経済産業省・環境省令第13号)を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)に改め、同項第11号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「7」を「49」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「立入検査」の次に「等」を加え、「44①」を「92①」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「43」を「91」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「24」を「49」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「23」を「48」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「回収量」を「充填量」に、「22③」を「47③」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「(法17)を「並びにそれらの通知(法35〔29②〕」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「16」を「34」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「15①」を「33①」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「13①」を「31①」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「更新」を「登録の更新」に、「9①, 10, 11, 12」を「27①, 28, 29, 30」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第一種特定製品の管理者に対する指導及び助言 (法17)				○				
(2) 第一種特定製品の管理者に対する措置の勧告, その勧告に従わない旨の公表及びその勧告に係る措			○					

病院等の開設者に対する報告又は是正の命令及び命令に従わなかった場合の公表 (法30の13⑤⑥)																			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項第 39 号中「医療機能」を「医療提供施設の機能」に、「要求」を「提供の要求」に改め、同号を同項第 40 号とし、同項第 38 号中「及び市町村」を「市町村」に、「から」を「及び保険者協議会から」に、「30の 4 ⑫」を「30の 4 ⑭」に改め、同号を同項第 39 号とし、同項第 37 号中「30の 4 ⑪」を「30の 4 ⑬」に改め、同号を同項第 38 号とし、同項第 36 号中「30の 4 ①⑬」を「30の 4 ①⑮」に改め、同号を同項第 37 号とし、同項第 35 号の次に次の 1 号を加える。

(36) 病床の機能等に関する報告の処理及び公表並びに厚生労働大臣への情報の提供 (法30の 3 の 2, 30 の13①②④)									○										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表 11 の項事務の種類欄中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律を」に改め、同項第 47 号を同項第 48 号とし、同項第 46 号の次に次の 1 号を加える。

(47) 配偶者支援金の支給の開始、変更、停止及び廃止の決定及び通知（法15③〔14④〔生活保護法24③⑨, 25①②, 26〕〕）													○	地域振興局長 支庁長					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表に次の 1 項を加える。

25 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務 この項中生活困窮者自立支援法を「法」、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省	(1) 生活困窮者住居確保給付金の支給（法5①）												○	地域振興局長 支庁長					
	(2) 生活困窮者就労訓練事業の認定（法10①）								○										
	(3) 認定生活困窮者就労訓練事業の認定の取消し（法10③）								○										
	(4) 生活困窮者住居確保給付金の不正利得の徴収（法12①）													○	地域振興局長 支庁長				
	(5) 生活困窮者住居確保													○	地域振興局長				

令第16号) を「省令」 という。	給付金の受 給者等に対 する報告又 は文書その 他の物件の 提出等の命 令等 (法15 ①)									支庁 長	
(6)	認定生活 困窮者就労 訓練事業を 行う者等に 対する報告 の要求 (法 15②)				○						
(7)	官公署等 に対する資 料提供等の 要求 (法16 ①)								○	地域振 興局長 支庁 長	
(8)	生活困窮 者住居確保 給付金の受 給者等が居 住する住宅 を賃貸する 者等に対す る住宅の状 況の報告の 要求 (法16 ②)								○	地域振 興局長 支庁 長	
(9)	生活困窮 者住居確保 給付金の受 給者に対す る指示 (省 令14②)								○	地域振 興局長 支庁 長	
(10)	指示に従 わない生活 困窮者の生 活困窮者住 居確保給付 金の不支給 の決定 (省 令15)								○	地域振 興局長 支庁 長	
(11)	認定生活 困窮者就労 訓練事業を 行う者の変 更の届出等				○						

の処理 (省令22, 23)																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6介護福祉課の表1の項中第104号を削り、第105号を第104号とし、第106号から第114号までを1号ずつ繰り上げ、第115号を第114号とし、同号の次に次の1号を加える。

(115) 市町村長に対する報告の徴収又は助言等の実施 (法197③)																			○	地域振興局長 支庁長
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------

別表第6健康増進課の表1の項中第32号を第35号とし、第21号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を削り、第19号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 指定医療機関の名称変更等に係る届出の処理 (政令12, 22②)																				○
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第6健康増進課の表1の項中第18号を第21号とし、第17号を第20号とし、同項第16号中「認定」の次に「及びその旨の通知」を、「33③」の次に「, 政令22①」を加え、同号を同項第19号とし、同項中第15号を第18号とし、第5号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、同項第4号中「21」の次に「, 政令22①」を加え、同号を同項第7号とし、同項第3号中「18①」の次に「, 政令22①」を加え、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 指定医療機関の指定及び辞退の処理 (法12①②, 政令22①)																				○
(4) 指定医療機関の指定の取消し (法12③, 政令22①)																				○
(5) 指定医療機関の指導 (法13②, 政令22①)																				○

別表第6健康増進課の表4の項事務の種類欄中「政令」の次に「, 調理士法施行規則 (昭和33年厚生省令第46号) を「規則」を加え、同項第1号中「3①」を「3」に改め、同項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 調理師養成施設の指定及びその取消し (法3 I, 規則11)																				○
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第6健康増進課の表4の項第9号事項の欄を次のように改める。

(9) 指定養成施設の指定に係る変更の承認 (政令1の2)

別表第6健康増進課の表4の項第10号中「調理師養成施設」を「指定養成施設」に、「經由 (政令1の4)」を「処理 (政令1の3)」に改め、同項第11号中「調理師養成施設」を「指定養成施設」に、「經由 (政令1の5)」を「処理 (政令1の4)」に改め、同項第14号及び第15号を削り、同項第16号中「17」を「16」に改め、同号を同項第14号とし、同項に次の1号を加える。

(15) 指定養成施設の入学に関する学力の認定 (規則附則③VII)																				○
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第6健康増進課の表に次の1項を加える。

10 難病の患者に対し	(1) 特定医療費の支給																			○
-------------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行に関する事務 この項中難病の患者に対する医療等に関する法律を「法」、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）を「省令」という。	(法5①)																				
	(2) 指定医療機関の指定及び指定の更新（法5①，15）								○										難病相談・支援センター所長		
	(3) 支給認定のための診断をする医師（以下この項中「指定医」という。）の指定及び指定の更新（法6①，省令17②）									○										難病相談・支援センター所長	
	(4) 特定医療に係る支給認定，支給認定をしないことに関する審査請求，指定医療機関の選定及び医療受給者証の交付（法7①②③④，省令24）									○										難病相談・支援センター所長	
	(5) 特定医療費の支払（法7⑦）							○													
	(6) 指定難病審査会の委員の任命（法8②）									○											
	(7) 特定医療の支給認定の変更の認定（法10②）										○									難病相談・支援センター所長	
	(8) 特定医療の支給認定の取消し等（法11）										○									難病相談・支援センター所長	
	(9) 指定医療機関に対する特定医療										○									難病相談・支援セン	

の実施に関する指導 (法18)										ター所 長
(10) 指定医療 機関の変更 の届出の処 理 (法19)							○			難病相 談・支 援セン ター所 長
(11) 指定医療 機関の指定 辞退の処理 (法20)							○			難病相 談・支 援セン ター所 長
(12) 指定医療 機関等に対 する特定医 療の実施に 関する報告 及び帳簿書 類等の提出 等の命令並 びに検査等 の実施 (法 21①)				○						
(13) 特定医療 費の支払の 一時差止め (法21④)			○							
(14) 指定医療 機関の開設 者に対する 規定遵守の 勧告及び公 表並びに勧 告に係る措 置命令及び 公示 (法22)				○						
(15) 指定医療 機関の指定 の取消し又 は指定の全 部若しくは 一部の効力 停止 (法23)			○							
(16) 指定医療 機関の指定 等の公示 (法24)				○						
(17) 特定医療 費の審査及				○						

び支払 (法 25①③④)												
(18) 特定医療 費の不正利 得の徴収 (法34①)					○							
(19) 指定医療 機関からの 特定医療費 の不正利得 の徴収 (法 34②)					○							
(20) 指定難病 の患者等に 対する特定 医療費の支 給に関する 報告又は文 書その他の 物件の提出 等の命令等 (法35①)								○		保健所 長 難 病相談 ・支援 センター 所長		
(21) 特定医療 費等に係る 官公署等に 対する資料 又は報告の 要求 (法37)								○		保健所 長 難 病相談 ・支援 センター 所長		
(22) 指定医の 研修の実施 (省令17①)					○							
(23) 指定医の 変更又は辞 退の届出の 処理 (省令 19, 20①)								○		難病相 談・支 援セン ター所 長		
(24) 指定医の 指定の取消 し又は指定 の効力停止 (省令20② ③④)				○								
(25) 指定医の 指定等の公 表 (省令21)					○							
(26) 医療受給 者証の再交 付 (省令26)								○		難病相 談・支 援セン ター所 長		

別表第 6 子ども福祉課の表 2 の項中第 63 号を第 64 号とし、第 1 号から第 62 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 指定児童福祉司養成施設等の指定及びその取消し(法13②I, 政令3の2⑩)					○								
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子ども福祉課の表 2 の項に次の 2 号を加える。

(65) 指定児童福祉司養成施設等の指定に係る変更の承認及び届出の処理(政令3の2③④)					○								
(66) 指定児童福祉司養成施設の長等からの報告の処理並びに当該長等に対する報告の要求並びに指導及び検査の実施(政令3の2⑤⑥⑦)					○								

別表第 6 子ども福祉課の表 5 の項事務の種類欄「母子及び寡婦福祉法(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(」に、「母子及び寡婦福祉法を」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法を」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」に改め、同項第 1 号中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加え、「32①③」を「31の6①②③④, 32①②④」に改め、同項第 2 号中「32④」を「31の6⑤, 32⑤」に改め、同項第 4 号中「37②」を「31の6⑤, 37⑤」に改め、同項第 5 号中「11」の次に「, 31の7」を加え、同項第 6 号中「12」の次に「, 31の7」を加え、同項第 7 号中「13」の次に「, 31の7」を加え、同項第 8 号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「15①Ⅲ」の次に「, 31の7, 38」を加え、同項第 9 号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「15②IⅡ」の次に「, 31の7, 38」を加え、同項第 10 号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員の」に改め、「15②Ⅲ」の次に「, 31の7, 38」を加え、同項第 11 号中「16」の次に「, 31の7」を加え、同項第 12 号中「17」を「17ただし書, 31の7」に改め、同項第 13 号中「19」を「19①, 31の7」に改め、同項第 14 号中「状況」を「の状況」に、「38」を「31の7, 38, 省令1の4」に改め、同項第 19 号中「9」の次に「, 16」を加え、同項第 22 号中「母子家庭自立支援給付金」の次に「及び父子家庭自立支援給付金」を、「31」の次に「, 31の10」を加え、「29, 30」を「27, 28, 29, 31の9」に改め、同項第 23 号事項の欄を次のように改める。

(23) 教育訓練の講座の指定(省令6の7, 6の17の7)

別表第 6 子ども福祉課の表 5 の項第 24 号から第 26 号までを削る。

別表第 6 薬務課の表 1 の項事務の種類欄「薬事法(」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法を」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律を」に、「薬事法施行令」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項第 3 号中「管理者」を「管理者等」に、「7③」を「7③ただし書, 17④, 23の2の14⑥, 39の2②ただし書, 40の6②ただし書, 68の16②, 政令80①IV②IV③V」に改め、同項第 4 号中「処理(法8の2」を「処理及び市町村等に対する薬局に関する情報の提供の要求(法8の2①②④

⑤)に改め、同項第 5 号中「、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者」を削り、「休止等」を「休廃止等」に改め、「、40の 3」を削り、「80①Ⅳ②」を「80①Ⅳ」に改め、同項第 6 号及び第 7 号中「80」を「80①Ⅰ」に改め、同項第 10 号を削り、同項第 9 号中「80」を「80①Ⅱ」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号中「13②、政令 80」を「13①②、政令 80①Ⅱ」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、 医薬部外品又は化粧品 の製造販売業の許 可及び許可の更新 （法12、政令80②Ⅰ）					○					
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 11 号事項の欄を次のように改める。

(11) 政令第 80 条第 2 項 第 3 号イからニまで に掲げる医薬品を除 く医薬品（体外診断 用医薬品を除く。）、 医薬部外品又は化粧 品の製造業の許可 （変更又は追加の許 可を含む。）及び許 可の更新（法13①③ ⑥、政令80②Ⅲ）

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 12 号事項の欄を次のように改める。

(12) 政令第 80 条第 1 項 第 1 号の規定に基づ く薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認 （変更の承認を含 む。）及び軽微な変 更の届出の処理（法 14①⑨⑩、政令80① Ⅰ）
--

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 13 号事項の欄を次のように改める。

(13) 政令第 80 条第 2 項 第 5 号の規定に基づ く医薬品（体外診断 用医薬品を除く。） 又は医薬部外品の製 造販売の承認（変更 の承認を含む。）及 び軽微な変更の届出 の処理（法14①⑨⑩、 政令80②Ⅴ）

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 14 号中「大臣許可医薬品を除く医薬品、」を「政令第 80 条第 2 項第 7 号イからホまでに掲げる医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は」に、「80」を「80②Ⅶ」に改め、同項第 15 号中「化粧品の製造販売の届出」を「薬局製造販売医薬品又は化粧品の製造販売品目の届出（変更の届出を含む。）」に、「80」を「80①Ⅲ②Ⅷ」に改め、同項第 16 号中「休止等」を「休廃止等」に改め、「、40の 3」を削り、「80②」を「80②ⅡⅣ」に改め、同項第 17 号中「医薬品」の次に「（体外診断用医薬品を除く。）」を、「製造販売業」の

次に「及び製造業」を加え、同項第51号を削り、同項第50号中「及び検定合格証紙による封かん命令（政令）」を「等及び検定に合格した医薬品等に係る表示の確認（政令60②）」に改め、同号を同項第68号とし、同項第49号中「58,」を削り、同号を同項第67号とし、同項第46号から第48号までを削り、同項第45号中「, 医薬部外品, 化粧品又は医療機器の」を「（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品（厚生労働大臣が指定するものを除く。）」に、「80, 政令80」を「80①, 政令80②VII」に改め、同号を同項第63号とし、同号の次に次の3号を加える。

(64) 薬局開設等の許可証等の書換え交付及び再交付（政令1の5, 1の6, 5, 6, 12, 13, 37の2, 37の3, 37の9, 37の10, 43の4, 43の5, 43の11, 43の12, 45, 46）						○		○		保健所長	課長補佐は、本庁が処理するものに限る。
(65) 許可台帳等の調製（政令1の8, 8, 15, 19, 24, 37の5, 37の12, 43の7, 43の14, 48）						○					
(66) 薬局開設者からの取扱処方箋数の届出の処理（政令2）								○		保健所長	

別表第6薬務課の表1の項第44号中「77①」を「76の3①」に改め、同号を同項第59号とし、同号の次に次の3号を加える。

(60) 指定薬物等である疑いのある物品の検査及び製造等の制限（法76の6①②③④⑤⑦）				○							
(61) 指定薬物の廃棄, 回収等の命令（法76の7）				○							
(62) 指定薬物等の販売者等に対する報告の徴収並びに店舗等への立入検査及び指定薬物等の収去（法76の8①）						○			○	保健所長	課長は、本庁が処理するものに限る。

別表第6薬務課の表1の項第43号中「大臣許可医薬品, 医薬部外品, 化粧品若しくは医療機器」を「医薬品」に、「若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」を「等」に、「具申」を「通知」に改め、同号を同項第56号とし、同号の次に次の2号を加える。

(57) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の登録の取消し及び業務の停止命令（法75の2①, 政令80③V）				○							
(58) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造				○							

業者の登録の取消し 又は業務の停止命令 を必要とする旨の通 知 (法75の 2 ②)										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 薬務課の表 1 の項第42号中「, 医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは
賃貸業者, 大臣許可医薬品を除く医薬品, 医薬部外品, 化粧品又は医療機器 (厚生労働大臣が
指定するものを除く。) の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」を「等」
に, 「80」を「80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」に改め, 同号を同項第55号とし, 同項第41号を同項
第52号とし, 同号の次に次の 2 号を加える。

(53) 政令第80条第 1 項 第 1 号の規定に基づ く薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認 の取消し及び承認事 項の変更命令 (法74 の 2, 政令80①Ⅳ)				○						
(54) 政令第80条第 2 項 第 5 号の規定に基づ く医薬品 (体外診断 用医薬品を除く。) 又は医薬部外品の製 造販売の承認の取消 し及び承認事項の変 更命令 (法74の 2, 政令80②Ⅵ)				○						

別表第 6 薬務課の表 1 の項第40号中「73」の次に「, 政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」を加え,
同号を同項第51号とし, 同項第39号中「大臣許可医薬品を除く」及び「, 医薬部外品, 化粧品
又は医療機器 (厚生労働大臣が指定するものを除く。)」を削り, 「若しくは製造業者又は医
療機器の修理業者」を「等」に, 「第72の 4, 政令80」を「72の 4, 政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ
④Ⅱ」に改め, 同号を同項第48号とし, 同号の次に次の 2 号を加える。

(49) 承認前の医薬品等 又は指定薬物等に係 る違法広告に対する 中止命令等 (法72の 5 ①, 76の 7 の 2 ① ②)				○						
(50) 特定電気通信役務 提供者に対する措置 の要請 (法72の 5 ②, 76の 7 の 2 ③)				○						

別表第 6 薬務課の表 1 の項第38号中「, 医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは
賃貸業者」を「等」に改め, 「72の 4」の次に「, 政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」を加え, 同
号を同項第47号とし, 同項第37号を同項第46号とし, 同項第36号中「, 店舗販売業者又は配置
販売業者」を「等」に改め, 同号を同項第45号とし, 同項第35号中「の改善命令及び」を「等
の改善命令, 業務の停止命令及び施設の」に, 「80」を「80②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」に改め, 同号
を同項第44号とし, 同項第34号中「受検命令」を「検査命令」に改め, 同号を同項第43号とし,
同項第33号を同項第42号とし, 同項第32号中「に対する報告の命令」を「からの報告の徴収」
に, 「69①②③」を「69①②③④⑤」に改め, 同号を同項第41号とし, 同項第31号を削り, 同
項第30号中「医療機器」の次に「 (厚生労働大臣が指定するものを除く。)」を, 「の許可」
の次に「 (変更又は追加の許可を含む。)」を加え, 「40の 2 ②③, 政令80」を「40の 2 ①②

③⑤, 政令80③IV」に改め, 同号を同項第34号とし, 同号の次に次の6号を加える。

(35) 再生医療等製品の 販売業の許可 (法40 の5①②)					○						
(36) 再生医療等製品の 販売業の許可の更新 (法40の5④)					○			○		保健所 長	課長は, 本庁が処 理するも のに限る。
(37) 再生医療等製品の 販売業の休廃止等の 届出の処理 (法40の 7 [10])					○			○		保健所 長	課長は, 本庁が処 理するも のに限る。
(38) 薬局の管理者等に 対する再生医療等製 品及び生物由来製品 に関する指導及び助 言 (法68の8, 68の 23)					○			○		保健所 長	課長は, 本庁が処 理するも のに限る。
(39) 医薬品の製造販売 業者等からの回収の 報告の処理 (法68の 11, 政令80①IV②II IV③II V④II)					○						
(40) 生物由来製品の製 造管理者の承認 (法 68の16①, 政令80② IV)					○						

別表第6薬務課の表1の項第29号中「賃貸業」を「貸与業」に,

○		○	保健所 長	係長は, 本庁が処 理するも のに限る。	を			○	保健所 長	に改め, 同
---	--	---	----------	-------------------------------	---	--	--	---	----------	--------

号を同項第33号とし, 同項第28号を削り, 同項第27号中「賃貸業の許可 (法39①②)」を「貸与業の許可及び許可の更新 (法39①②④)」に,

○			○	保健所 長	課長は, 本庁が処 理するも のに限る。	を				
			○	保健所 長		に改め, 同号を同項第32号とし, 同項中第25				

号及び第26号を削り, 第24号を第31号とし, 同項第23号中「33」を「33①」に改め, 同号を同項第30号とし, 同項中第22号を第29号とし, 第21号を第28号とし, 同項第20号中「附則第2条に規定する既存一般販売業, 同法附則第5条に規定する既存薬種商, 同法」を削り, 同号を同項第27号とし, 同項第19号中「附則第5条に規定する既存薬種商, 同法」を削り, 同号を同項第26号とし, 同項中第18号を第25号とし, 第17号の次に次の7号を加える。

(18) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の許可及び許可の更新（法23の2，政令80③Ⅰ）					○														
(19) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録及び登録の更新（法23の2の3①③，政令80③Ⅲ）					○														
(20) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の修理業者からの休廃止等の届出の処理（法23の2の16，40の3，政令80③ⅡⅤ）							○												
(21) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業の許可の申請書等の経由（法23の2の21）					○														
(22) 再生医療等製品の製造販売業の許可及び許可の更新（法23の20，政令80④Ⅰ）					○														
(23) 再生医療等製品の製造販売業者からの休廃止等の届出の処理（法23の36①，政令80④Ⅱ）							○												
(24) 再生医療等製品の製造販売業及び製造業の許可の申請書等の経由（法23の41）					○														

別表第6薬務課の表1の項に次の2号を加える。

(69) 登録販売者名簿の登録事項の変更及び登録の消除（省令159の9，159の10）							○												
(70) 販売従事登録証の書換え交付及び再交付（省令159の11，159の12）							○												

別表第6商工政策課の表4の項第1号中「36①②，55①④〔36②〕」を「37①②，65①④」に改め，同項第2号中「36⑦，法37①〔36⑦〕，55④〔36⑦〕」を「37⑦，38①，65④」に改め，同項第3号中「37①〔36②〕，55④〔36②〕」を「38①〔37②〕，65④〔37②〕」に改め，同表5の項を削り，同表6の項第2号中「11①Ⅱ②Ⅲ」を「11①Ⅱ②Ⅲ⑤⑥」に改め，同項第3号から第11号までの規定中「11①Ⅳ②Ⅳ」を「11①Ⅳ②Ⅳ⑤⑥」に改め，同項第12号中「11①

IV③」を「11①IV③⑤⑥」に改め、同項第13号中「11①IV」を「11①IV⑤」に改め、同項第14号及び第15号中「11①IV②V」を「11①IV②V⑤⑥」に改め、同項第16号中「11②I」を「11②I⑥」に改め、同項第17号及び第18号中「11①V②VI」を「11①V②VI⑤⑥」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項第2号から第10号まで及び第13号から第21号までの規定中「33①」を「32①」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項第4号中「認可及びそれに係る通知(法46②④〔28〕)」を「届出の処理(法46⑤)に、

○		
---	--	--

」を

「

		○
--	--	---

」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とし、10の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6産業立地課の表1の項事務の種類欄中「以下」を「平成11年法律第18号。以下」に改め、同項第1号中「25①⑤」を「28①⑤」に改め、同項第2号中「25④⑤」を「28④⑤」に改め、同項第3号中「26①, 27②」を「29①, 30②」に改め、同項第4号中「26②」を「29②」に改め、同項第5号中「26④⑥, 27③」を「29④⑥, 30③」に改め、同項第6号中「27②」を「30②」に改め、同表3の項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 電気工事業の開始の通知をした者に対する事業開始の延期等の勧告(法17の3)					○						
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6産業立地課の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6水産振興課の表中35の項を36の項とし、32の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表31の項事務の種類欄中「以下」を「平成12年法律第15号。以下」に改め、同項を同表32の項とし、同表中30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、同表27の項事務の種類欄中「以下」を「昭和30年法律第136号。以下」に改め、同項を同表28の項とし、同表中26の項を27の項とし、19の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次の1項を加える。

19 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁業環境の再生に関する施策の実施に関する計画の策定(変更を含む。), 河川管理者との協議及び公表(法10)				○						
	(2) 協議会の設置(法35②)				○						

別表第6漁港漁場課の表4の項第12号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、「10②」の次に「, 37の8」を加え、同項第13号中「12①②」を「12①②③, 37の8」に改め、同項第14号中「12③④⑤⑥⑦」を「12④⑤⑥⑦⑧, 37の8」に改め、同項第15号中「12の2」

の次に「, 37の 8」を加え, 同項中第38号を第48号とし, 第31号から第37号までを10号ずつ繰り下げ, 同項第30号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め, 「32③」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第40号とし, 同項第29号を同項第39号とし, 同項第28号中「28②」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第38号とし, 同項第27号を同項第37号とし, 同項第26号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め, 「24②」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第36号とし, 同項第25号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め, 「24①」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第35号とし, 同項第24号を同項第29号とし, 同号の次に次の 5 号を加える。

(30) 災害時における緊急措置 (法23①②, 37の 8)					○						
(31) 災害時における緊急措置に伴う損失補償の決定等 (法23③④⑤ [12の 2 ②③], 37の 8)					○						
(32) 海岸協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示 (法23の 3, 37の 8)					○						
(33) 海岸協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに海岸協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示 (法23の 5, 37の 8)					○						
(34) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議 (法23の 7, 37の 8)									○	地域振興局長 (始良・伊佐地域振興局長を除く。) 支庁長	

別表第 6 漁港漁場課の表 4 の項第23号を同項第25号とし, 同号の次に次の 3 号を加える。

(26) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の制定等の勧告 (法21の 2 ①②③)					○						
(27) 操作規程の制定等の勧告に従わなかった場合の公表 (法21の 2 ④)					○						
(28) 操作規程の制定等の勧告に従わない場					○						

合の措置命令及びそれに係る損失補償の決定（法21の3〔12の2②③〕）																			
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 漁港漁場課の表4の項中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同項第19号中「12の2②③」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第21号とし、同項第18号中「18①②⑤」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第20号とし、同項第17号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「17」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第19号とし、同項第16号の次に次の2号を加える。

(17) 海岸管理者の管理する操作施設に係る操作規則の制定等（法14の2①③④）					○														
(18) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の承認等（法14の3①③④⑤）					○														

別表第6 農村振興課の表14の項第1号中「5①④⑥」を「5①⑤⑦」に改め、同項第2号中「5⑤」を「5⑥」に改め、同表に次の2項を加える。

17 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の策定（変更を含む。）、公表並びに農林水産大臣への協議及び報告（法5①③④⑤）				○														
	(2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の作成（変更を含む。）に係る協議に対する回答（法6④⑥）					○													
18 多面的機能支払交付金に関する事務	(1) 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定（変更を含む。以				○														

	下この項において同じ。)及びそれに係る同意の取得手続												
	(2) 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定に係る関係市町村との協議				○								

別表第6 農業経済課の表13の項第21号中「50の2⑧」を「50の2⑦」に改め、同項第22号中「60①」を「60」に改め、同項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第50号までを1号ずつ繰り上げ、同項第51号中「97の2⑫」を「97の2Ⅻ」に、「231①ⅩⅨ」を「231①ⅩⅪ」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第52号を第51号とし、第53号を第52号とし、第54号を第53号とする。

別表第6 食の安全推進課の表1の項を次のように改める。

1 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	日本農林規格の制定、確認、改正及び廃止の農林水産大臣に対する申出（法8①、9）				○								
--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 食の安全推進課の表に次の1項を加える。

10 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事務のうち品質表示の適正化に関する事務 この項中食品表示法を「法」、食品表示法第15条	(1) 食品関連事業者に対する食品表示基準を遵守すべき旨の指示及びその旨の公表並びにそれらの内容の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（法6①、7、政令5①Ⅰ③、6①Ⅰ③）				○								
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）を「政令」という。	(2) 食品関連事業者に対する指示に係る措置命令及びその旨の公表並びにそれらの内容の消費者庁長官への報告（法6⑤, 7, 政令6①Ⅱ③）				○					
	(3) 食品関連事業者等からの報告の徴収及び立入検査等の実施並びにそれらの結果の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（法8①②, 政令5①ⅡⅢⅣ④, 6①ⅢⅣⅤ④）				○			○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、報告の徴収及び立入検査等の実施に限る。
	(4) 販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示についての申出の受理, それに関する調査並びに調査結果の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（法12①③, 政令5①Ⅴ⑦, 6①Ⅵ⑦）				○					

別表第6 経営技術課の表3の項事務の種類の欄を次のように改める。

3 農業の構造改革を推進す

るための
農業経営
基盤強化
促進法等
の一部を
改正する
等の法律
(平成25
年法律第
102号)
による廃
止前の青
年等の就
農促進の
ための資
金の貸付
け等に関
する特別
措 置 法
(平成7
年法律第
2号。以
下この項
中「旧法
という。)
の施行に
関する事
務

別表第6 経営技術課の表3の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「指定及び」を削り、「並びにそれら」を「及びそれ」に、「法5①②④」を「旧法5③④」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「(変更を含む。)」を「の変更」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「変更」の次に「の認可」を加え、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「法」を「旧法」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「法」を「旧法」に改め、同号を同項第5号とする。

別表第6 畜産課の表7の項事務の種類欄中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の」に、「薬事法を」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)」に改め、同項第5号中「法」の次に「24①、」を加え、「83の2の2①」を「83の2の3①」に改め、同項第8号中「貸貸業」を「貸与業」に、「39①」を「39①②」に改め、同項第9号及び第10号中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同項第11号中「69①②③」を「69①②③④⑤」に改め、同項第14号中「受検命令」を「検査命令」に改め、同項第15号中「の改善命令及び」を「等の改善命令、業務の停止命令及び施設の」に、「80」を「80②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」に改め、同項第17号中「73」の次に「、政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」を加え、同項第18号中「配置販売業」を「配置販売業者」に、「の業務又はその」を「又は」に、「の命令」を「命令」に改め、同項第19号中「75①」の次に「、政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ」を加え、同項第20号中「医薬品等の製造業者」を「医薬品の製造販売業者」に、「の処分」を「命令」に、「具申」を「通知」に改め、同項第25号中「58、」を削り、同項第26号中「出願者に対する」を削り、「及び検査合格証紙による封かんの実施(政令)」を「等及び検定に合格した医薬品等に係る表示の確認(政令60②、)」に改める。

別表第 6 農地整備課の表 2 の項第 2 号中「5②⑥⑦」を「5②⑦⑧」に改め、同項第 3 号中「5④⑦」を「5④⑧」に改め、同項第 8 号中「12①②」を「12①②③」に改め、同項第 21 号中「こと」を「事務」に改め、同号を同項第 33 号とし、同項第 20 号を同項第 31 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(32) 鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の施行に関する事務										○	地域振興局長 支庁長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第 6 農地整備課の表 2 の項中第 19 号を第 30 号とし、第 18 号を第 29 号とし、第 17 号を第 28 号とし、同項第 16 号中「等」の次に「の申請及びそれ」を、「決定」の次に「等」を加え、「22①②」を「22〔漁業法39⑧⑩⑬〕」に改め、同号を同項第 22 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(23) 災害時における緊急措置（法23①②）											○	地域振興局長 支庁長	
(24) 災害時における緊急措置に伴う損失補償の決定等（法23③④⑤〔12の2②③〕）				○									
(25) 海岸協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示（法23の3）					○								
(26) 海岸協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに海岸協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示（法23の5）					○								
(27) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議（法23の7）											○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 農地整備課の表 2 の項第 15 号中「12④⑤」を「12の2②③」に改め、同号を同項第 18 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(19) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の制定等の勧告（法21の2①②③）					○								
(20) 操作規程の制定等の勧告に従わなかった場合の公表（法21の2④）					○								
(21) 操作規程の制定等の勧告に従わない場合の措置命令及びそれに係る損失補償の						○							

決定 (法21の3 [12の2②③])										
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6農地整備課の表2の項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「12④⑤」を「12の2②③」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、同項第9号中「12③④⑤⑥」を「12の2」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 海岸管理者の管理する操作施設に係る操作規則の制定等 (法14の2①③④)					○					
(12) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の承認等 (法14の3①③④⑤)					○					

別表第6農地整備課の表2の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 海岸管理者が行う工作物の除去等 (法12④⑤⑥⑦⑧)					○					
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第6道路維持課の表1の項第37号中「特殊車両」を「限度超過車両」に改め、同項中第74号を第79号とし、第63号から第73号までを5号ずつ繰り下げ、第62号を削り、第61号を第65号とし、同号の次に次の2号を加える。

(66) 道路予定区域内における土地の形質の変更等の許可 (法91①)								○	地域振興局長 支庁長
(67) 道路予定区域内における土地の形質の変更等に係る損失補償の決定等 (法91③④ [69②③])					○				

別表第6道路維持課の表1の項中第60号を第64号とし、第55号から第59号までを4号ずつ繰り下げ、第54号を第57号とし、同号の次に次の1号を加える。

(58) 限度超過車両を所有し、又は通行させる者からの報告の徴収及び立入検査の実施 (法72の2①)								○	地域振興局長 支庁長
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------

別表第6道路維持課の表1の項中第53号を第56号とし、第38号から第52号までを3号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の3号を加える。

(38) 限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等についての国土交通大臣からの協議についての決定 (法47の3②)								○	地域振興局長 支庁長
(39) 限度超過車両の通行の許可基準等 (変更に係るものを含む。) の国土交通大								○	地域振興局長 支庁長

臣への提供（法47の3④⑤）																			
(40) 国土交通大臣に対する限度超過車両の通行の許可に関する情報の提供の要請（法47の3⑨）														○	地域振興局長 支庁長				

別表第6 道路維持課の表8の項事務の種類欄中「に基づく」を「（平成11年鹿児島県条例第11号）に基づく」に、「を「規則」を「（平成11年鹿児島県規則第76号）を「規則」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次の1項を加える。

8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関する事務 この項中災害対策基本法を「法」、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）を「政令」という。	(1) 災害時における車両の移動等の命令に係る道路の区間の指定等（法76の6①②，政令33の3①）				○															
	(2) 災害時における車両の移動等の命令及び自ら行う措置の決定等（法76の6①③）													○	地域振興局長 支庁長					
	(3) 災害時における他人の土地の一時使用等（法76の6④）													○	地域振興局長 支庁長					
	(4) 指定都市の市道以外の市町村道の道路管理者に対する道路の区間の指定等の指示（法76の7）				○															
	(5) 車両その他の物件の破損又は他人の土地の一時使用等に係る損失補償の決定（法82①）					○														

別表第 6 河川課の表 1 の項第37号及び第67号中

「

○					
---	--	--	--	--	--

」を「

				○	地域振興局長 支庁長
--	--	--	--	---	---------------

」に改め、同表 5

の項第 5 号中「5②⑦⑨」を「5②⑦⑧」に改め、同項第12号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、「10②」の次に「, 37の 8」を加え、同項第13号中「12①②」を「12①②③, 37の 8」に改め、同項第14号中「12③④⑤⑥⑦」を「12④⑤⑥⑦⑧, 37の 8」に改め、同項第15号中「12の 2」の次に「, 37の 8」を加え、同項第38号中「の施行」を「（平成12年鹿児島県規則第122号）の施行」に改め、同号を同項第48号とし、同項第37号中「の施行」を「（平成12年鹿児島県条例第67号）の施行」に改め、同号を同項第47号とし、同項第36号を第46号とし、第31号から第35号までを10号ずつ繰り下げ、同項第30号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「32③」の次に「, 37の 8」を加え、同号を同項第40号とし、同項第29号を同項第39号とし、同項第28号中「28②」の次に「, 37の 8」を加え、同号を同項第38号とし、同項第27号を同項第37号とし、同項第26号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め、「24②」の次に「, 37の 8」を加え、同号を同項第36号とし、同項第25号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め、「24①」の次に「, 37の 8」を加え、同号を同項第35号とし、同項第24号を同項第29号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(30) 災害時における緊急措置（法23①②, 37の 8）									○	地域振興局長 支庁長	
(31) 災害時における緊急措置に伴う損失補償の決定等（法23③④⑤ [12の 2②③], 37の 8）				○							
(32) 海岸協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示（法23の 3, 37の 8）				○							
(33) 海岸協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに海岸協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示（法23の 5, 37の 8）				○							
(34) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議（法23の 7, 37の 8）									○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 河川課の表 5 の項第23号を同項第25号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(26) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の制定等の勧告（法21の 2①②③）				○							
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

(27) 操作規程の制定等の勧告に従わなかった場合の公表 (法21の2④)					○						
(28) 操作規程の制定等の勧告に従わない場合の措置命令及びそれに係る損失補償の決定 (法21の3〔12の2②③〕)					○						

別表第6河川課の表5の項第22号を同項第24号とし、同項第21号中「者が」を「者の」に改め、同号を同項第23号とし、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号中「12の2②③」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第21号とし、同項第18号中「18①②⑤」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第20号とし、同項第17号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「17」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第19号とし、同項第16号の次に次の2号を加える。

(17) 海岸管理者の管理する操作施設に係る操作規則の制定等 (法14の2①③④)					○						
(18) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の承認等 (法14の3①③④⑤)					○						

別表第6砂防課の表4の項第4号中「6①⑥」を「7①⑥」に改め、同項第5号中「6③⑥」を「7③⑥」に改め、同項第6号中「6④⑤⑥」を「7④⑤⑥」に改め、同項第7号中「8①⑧」を「9①⑧」に改め、同項第8号中「8③⑨」を「9③⑨」に改め、同項第9号中「8④⑤⑨」を「9④⑤⑨」に改め、同項第10号中「9①」を「10①」に改め、同項第11号中「13①」を「14①」に改め、同項第12号中「13②」を「14②」に改め、同項第13号中「14」を「15」に改め、同項第14号中「16①」を「17①」に改め、同項第15号中「16③」を「17③」に改め、同項第16号中「17①②」を「18①②」に改め、同項第17号中「17③」を「18③」に改め、同項第18号中「19」を「20」に改め、同項第19号中「20①」を「21①」に改め、同項第20号中「20②」を「21②」に改め、同項第21号中「20③」を「21③」に改め、同項第22号中「21①」を「22①」に改め、同項第23号中「22」を「23」に改め、同項第24号中「25①②」を「26①②」に改め、同項中第33号を第35号とし、第29号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同項第28号中「29」を「31」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 避難のための立退きの指示等の解除に関する市町村長に対する助言 (法32)					○						
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6砂防課の表4の項第27号中「28」を「30」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「28」を「30」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「26①」を「28①」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 危険降雨量の設定並びに土砂災害警戒情報の通知及び一般に周知させるための措置の実施 (法27①)					○						
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6港湾空港課の表6の項第13号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、

「10②」の次に「, 37の 8」を加え, 同項第14号中「12①②」を「12①②③, 37の 8」に改め, 同項第15号中「12③④⑤⑥⑦」を「12④⑤⑥⑦⑧, 37の 8」に改め, 同項第16号中「12の 2」の次に「, 37の 8」を加え, 同項第39号中「の施行」を「(平成12年鹿児島県規則第122号)の施行」に改め, 同号を同項第49号とし, 同項第38号中「の施行」を「(平成12年鹿児島県条例第67号)の施行」に改め, 同号を同項第48号とし, 同項中第37号を第47号とし, 第32号から第36号までを10号ずつ繰り下げ, 同項第31号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め, 「32③」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第41号とし, 同項第30号を同項第40号とし, 同項第29号中「28②」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第39号とし, 同項第28号を同項第38号とし, 同項第27号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め, 「24②」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第37号とし, 同項第26号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め, 「24①」の次に「, 37の 8」を加え, 同号を同項第36号とし, 同項第25号を同項第30号とし, 同号の次に次の 5 号を加える。

(31) 災害時における緊急措置 (法23①②, 37の 8)										○	地域振興局長 支庁長	
(32) 災害時における緊急措置に伴う損失補償の決定等 (法23③④⑤ [12の 2 ②③], 37の 8)					○							
(33) 海岸協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示 (法23の 3, 37の 8)					○							
(34) 海岸協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに海岸協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示 (法23の 5, 37の 8)					○							
(35) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議 (法23の 7, 37の 8)										○	地域振興局長 支庁長	

別表第 6 港湾空港課の表 6 の項第24号を同項第26号とし, 同号の次に次の 3 号を加える。

(27) 海岸管理者以外の者の管理する操作施設に係る操作規程の制定等の勧告 (法21の 2 ①②③)					○							
(28) 操作規程の制定等の勧告に従わなかった場合の公表 (法21の 2 ④)					○							
(29) 操作規程の制定等の勧告に従わない場合の措置命令及びそ					○							

れに係る損失補償の 決定(法21の3〔12 の2②③〕)																				
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6港湾空港課の表6の項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、同項第20号中「12の2②③」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第22号とし、同項第19号中「18①②⑤」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第21号とし、同項第18号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「17」の次に「, 37の8」を加え、同号を同項第20号とし、同項第17号の次に次の2号を加える。

(18) 海岸管理者の管理 する操作施設に係る 操作規則の制定等 (法14の2①③④)					○																
(19) 海岸管理者以外の 者の管理する操作施 設に係る操作規程の 承認等(法14の3① ③④⑤)					○																

別表第6建築課の表3の項第4号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第6号中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改め、同項第7号中「宅地建物取引主任者資格登録事項」を「宅地建物取引士資格登録事項」に改め、同項第8号中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同項第9号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項第14号中「宅地建物取引主任者等」を「宅地建物取引士等」に改め、同項第22号中「宅地建物取引主任者資格試験合格者」を「宅地建物取引士資格試験合格者」に改め、同項第25号中「取引主任者の懲戒処分」を「宅地建物取引士の監督処分」に改める。

別表第6危機管理防災課の表に次の1項を加える。

6 強くし なやかな 国民生活 の実現を 図るため の防災・ 減災等に 資する国 土強靱化 基本法 (平成25 年法律第 95号。以 下この項 中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	国土強靱化 地域計画の策 定(法13)				○																
--	---------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。